

スマート IC の名称決定の手順について

1 スマート IC の名称決定における取扱い

スマート IC 整備事業制度実施要綱の運用（平成 26 年 6 月 30 日）より抜粋

5. スマート IC の名称

(1) スマート IC の個別箇所の名称の検討について

スマート IC の名称については、地区協議会において名称案を検討し、地区協議会で決定された名称案を、会社及び機構に伝えることとする。

(2) 標識適正化委員会への意見徴収について

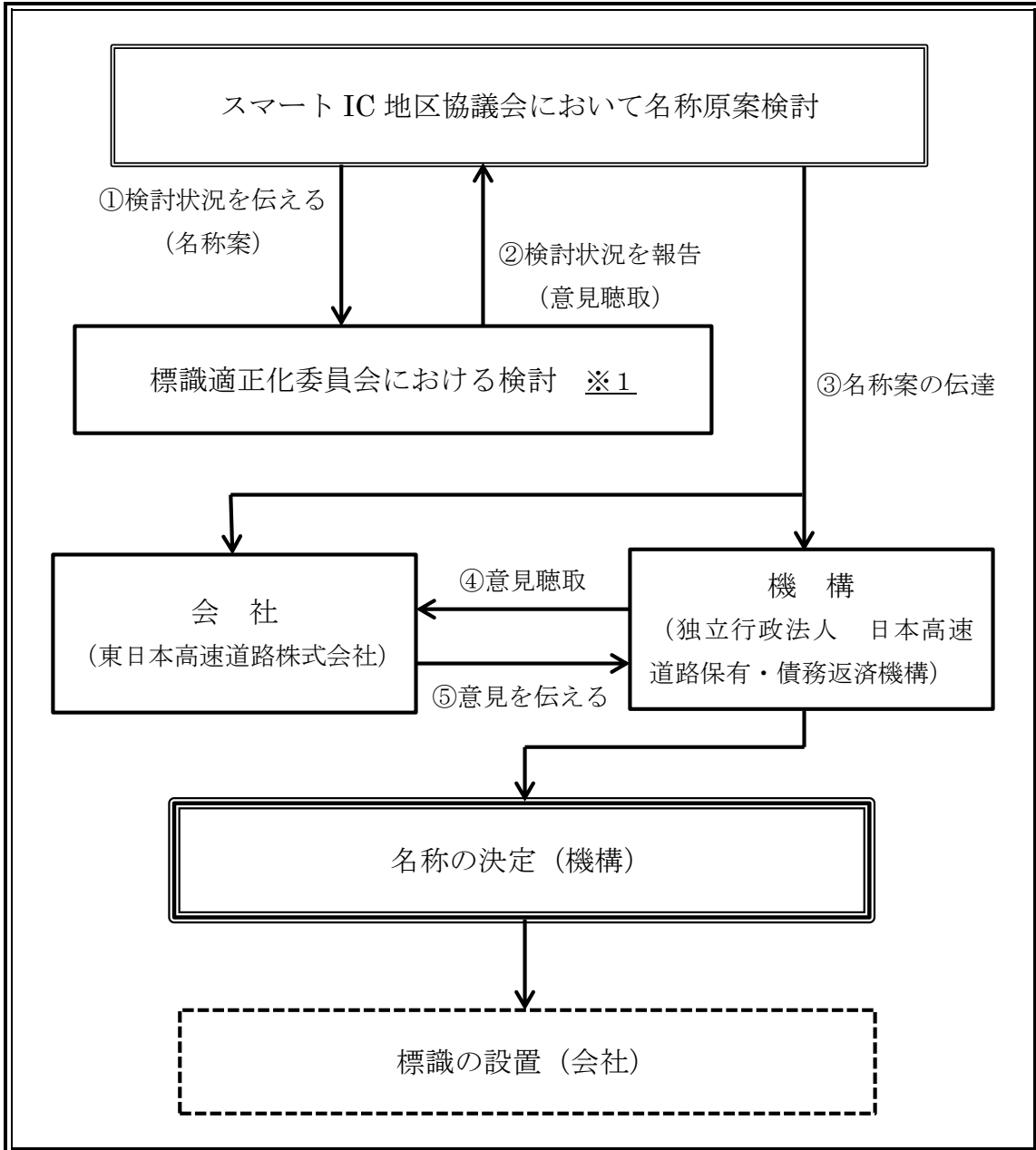
スマート IC の名称を地区協議会が検討するにあたっては、標識適正化委員会の事務局に対し、地区協議会の検討状況を伝え、標識適正化委員会の意見も聴取して名称を検討するものとする。

(3) スマート IC 名称の原案について

スマート IC の名称は、当該 IC の利用者に対し、ETC 専用の IC であることが明確に判別可能な名称とする必要がある。特に SA・PA 接続型の場合は、既存の SA・PA に設置される出入口であることが明確に判別可能となる名称とする必要があり、スマート IC の名称の検討にあたっては、原則として当該 SA・PA の名称を用い、かつ「スマートインターチェンジ」を用いた名称を原案とされたい。

スマート IC の名称決定手順

【出展：高速自動車国道のインター名称の決定方式（案） [H18.12.7 国土交通省資料]】



※1 標識適正化委員会とは、各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会です。

なお、岩手県の場合は、「標識適正化委員会」に代わる「岩手県道路交通環境安全推進連絡会議（安推連）」がこの役割を担っています。